

総合防除の普及推進を図るための

令和6年度全国キャラバン（近畿地区）質疑応答

「中丹米振興協議会の取り組みについて」

京都丹の国農業協同組合 営農経済部農業振興課 澤田 誠 氏

（質問）

総合防除を進めるにあたり農家がどう感じるかについて、米振興協議会の方々は今回の実証についてどう考えているのか。

（回答）

緑肥栽培や有機栽培をしていただいた方は非常に熱心にやっていた。モスバリアについては、実際にカメムシ類が入ることから、関心をもって、調査に協力いただいた。

（質問）

捕虫結果でツヤアオカメムシについて言及されなかったのは、捕虫数が少なかったためでしょうか。ツヤアオカメムシの捕虫効果の有無についてわかれば教えて欲しい。

（回答）

捕獲したカメムシでアオクサカメムシかツヤアオカメムシかの判別に時間がかかるため、アオクサカメムシでまとめて計上しています。ツヤアオカメムシの管内の比率は低いです。

「いちご施設栽培における IPM の取組について」

大阪府 環境農林水産部農政室 山本 陽子 氏

（質問）

取組み内容の技術の中で、二酸化炭素の濃度と時間はどれくらいか。また、UV-B の一回当たりの照射時間は。

（回答）

試験実施者からは、CO₂ は 60%-70% で 1 日と聞いている。UV-B 照射時間は午後 11 時から翌午前 1 時の 2 時間程度。

（質問）

UV-B 照射ランプについて、10a 当たり何球くらい設置しているのでしょうか。

（回答）

10a あたりに換算すると 64 球です。

環境保全型農業直接支払交付金の支援対象活動について

(質問)

「化学肥料、化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動」とありますが、「化学合成農薬」にバリダシン剤は含まれますか。

(回答)

一部の都道府県においては、バリダシン剤について、天然物質の農薬として「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における節減対象農薬からの除外を認めています。

環境保全型農業直接支払交付金における「化学合成農薬」の5割減における算定についても、この各都道府県の特別栽培農産物の考え方に即して行うものとされており、バリダシン剤がカウント対象に含まれるかどうかは、該当の市町村、又は都道府県にお問い合わせください。

また、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（令和6年4月1日5農産第4102号）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyokakyou_chokubarai/attach/pdf/mainp-157.pdf
の第4対象活動の2をご確認ください。

R7環境保全型農業直接支払交付金については、概算要求中ですのでご注意ください。

今後の総合防除、IPM実践指針の改定に向けて

(質問)

今後どのように普及推進する予定ですか。

(回答)

農林水産省の説明資料「②今後のIPM推進のあり方（IPM実践指針の改定に向けて）」のP.15～P.18のスライドに、今後どのような対応を行い、総合防除を推進していくかまとめておりますので、そちらをご覧ください。

(質問)

今年度、実践指針は改定できるのでしょうか。改定後に各都道府県の実践指標はどうなるのか。

(回答)

実践指針の改訂については今年度中に完了できるよう取り組んでいるところです。

今回の改訂は、策定から20年経過しているところ、環境保全型農業直接支払交付金（以下「環直」という。）の要件にも耐えられるよう、法改正など時系列の改定やIPMの考え方を改めて示すものであり、実践指標を変更していただくような改訂ではありません。IPM実践指標モデルについて今年度改定は行わず、次年度以降順次改定していきますが、それも今はない技術を削除するなど、大きく変わるものではありません。

都道府県には、環直の支援対象の要件に対応するため、今一度内容を見直していただき、必

要に応じて地域の実情に応じた内容に修正する、あるいは新規作物の実践指標の策定を検討するといった取組を進めていただきたいと思います。